

栃木市

令和2年度版



市有地売払い のご案内

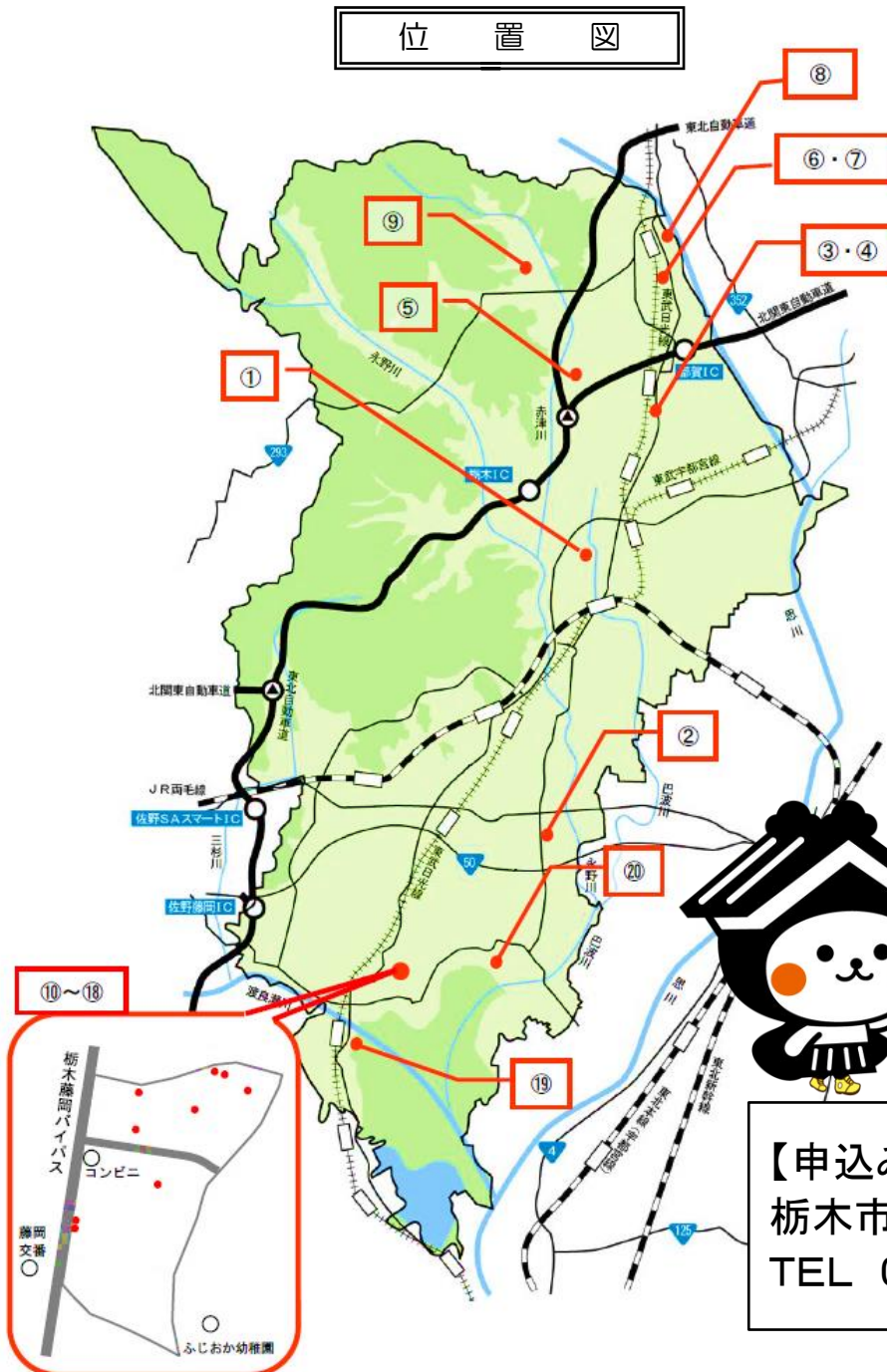
(公社) 栃木県宅地建物取引業協会 会員の皆様へ

一般競争入札の時から皆様に参加していただけます。

売払いできず残った土地は、12月23日(水)より先着順にて随時受付いたします。

媒介報酬は土地売買金額の3%に6万円を足した額です。買い手側には、請求できません。

位置図



媒介報酬	売主 (栃木市)	土地売買金額の 3%+6万円
	買主	請求できません

市有地公売ホームページ
QRコード



申込方法・各物件の詳細・
防災ハザードマップ等の確
認については、ホームページ
をご覧ください。

【申込み・問合せ】

栃木市財務部管財課管財係
TEL 0282-21-2601

市有地売払い案内（栃木市）

1. 申込み資格

個人又は法人とします。

2. 売買の方法

一般競争入札

一般競争入札により売却できなかった土地については、12月23日（水）より先着順（随意契約）にて売買を開始いたします。

3. 一般競争入札の媒介方法

(1) 申込み期間 令和2年10月21日（水）～令和2年11月20日（金）
午前8時30分から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝祭日は除く）

(2) 申込み先 栃木市 財務部 管財課

(3) 申込み方法

- ① 会員の方が媒介により取扱えるのは、1区画につき1名とします。
- ② 媒介による入札申込みは、原則として購入希望者と同行してください。この場合は媒介報酬をお支払いできます。
- ③ 媒介ではなく購入希望者が直接申込みをした場合は、一般の申込みの取扱いとなり媒介報酬はお支払いできません。
- ④ 会員の方は、申込み前に現地説明及び重要事項説明をしておいてください。
- ⑤ 会員の方自身が購入するために入札申込みをすることもできます。この場合、媒介報酬はお支払いできません。

(4) 入札

- ① 入札日 令和2年12月6日（日） 午前9時から（申込みに応じ順次開始）
- ② 入札場所 栃木市役所 正庁（本庁舎3階）

(5) 入札方法

- ① 開札は、入札終了後、入札者の前で直ちに行います。
- ② 入札参加者は、入札開始10分前までに受付けをしてください。
- ③ 入札参加者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を、現金で入札開始前に納めなければなりません。
- ④ 落札者以外の入札保証金は、開札後直ちに入札者に返還いたします。
- ⑤ 落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還いたしません。
- ⑥ 購入希望者本人が出席できないため、会員の方お一人で出席する場合は委任状が必要です。
- ⑦ 入札室には、購入希望者と会員の方も一緒に入ることができます。

(6) 媒介契約締結・売買契約締結

- ① 売買契約は、令和2年12月22日（火）までに締結してください。
- ② 落札者は、売買契約締結の際に契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を市が発行する納入通知書により納めなければなりません。
- ③ 入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。
- ④ 落札者が、期日までに売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属し、返還いたしません。
- ⑤ 売買契約に要する収入印紙その他の費用は、落札者の負担となります。
- ⑥ 媒介契約は、売買契約より前に締結します。

(7) 売買代金の入金

- ① 買受者は、売買代金を市が発行する納入通知書により、一括して市が指定する日（令和3年3月12日（金））までに納付していただきます。
- ② 契約保証金は、売買代金の一部に充当します。
- ③ 納入通知書に記載された納期限までに、売買代金の納付がない場合には、契約保証金は市に帰属し、返還いたしません。

(8) 所有権の移転等

- ① 所有権は、売買代金全額の納付があったときに買受者に移転するものとし、同時に土地の引渡しをしたものとし、
- ② 所有権移転の登記は、原則として市が囑託により行います。
- ③ 所有権の登記に要する登録免許税その他の費用は、買受者の負担となります。